



多重債務問題解決に向けて

貸金業法が大きく変わりました

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、これらの貸金業者からのお金の借入れについて定めている法律です。

近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題となったことから、これを解決するため、貸金業法が改正され、平成22年6月から完全施行されました。

自動車操業状態から脱却するチャンスです。ひとりで悩まず弁護士などの専門家に相談しましょう。

新しい貸金業法のポイント

①借り過ぎ・貸し過ぎの防止のための総量規制
 年収の3分の1を超える額の新規の借り入れができなくなります。(住宅ローンや法人向けの貸付は対象外)。

また、借り入れの際に収入を証明する書類が基本的に必要になります。

②上限金利の引き下げ

法律上の上限金利が29.2%から借り入れ金額に応じて15%〜20%に引き下げられます。

③貸金業者に対する規制も厳しく

法令順守の助言や指導を行う国家資格のある人を営業所におくことが必要になります。

ヤミ金融に注意しましょう！

すでに借金がある方などは、新しい貸金業法での「総量規制」により、新規の融資が受けられない場合もあります。
 心のスキをついてくるヤミ金融の甘い宣伝文句には絶対のらないようにしましょう。

どこに相談すればよいかわからない場合は、お気軽に役場住民課または滋賀県消費生活センターまでご相談ください。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
 ☎②6578 有線⑤7784
 滋賀県消費生活センター
 ☎0749-2310999

消費生活メモ

消火器の悪質な訪問販売にご注意ください！

一人暮らしのお年寄りを狙い悪質な訪問販売が日野町内でも発生しています。

事例 事前連絡はなく突然家を訪ねてきます。消防署員のような服装で相手を安心させたり、時には契約するまでしつこく玄関に居座ったりします。服装や言動にだまされたり、早く帰って欲しかったりして、とりあえず話を聞くと、高額な契約をさせられて郵便局などでお金を振り込まれます。

注意点 消防署員が直接家を訪問して消火器を販売することはありません。もし欲しいと思っても、その場で契約せずに家族やまわりの人と相談してから慎重に契約するようにしましょう。また、断っているのに業者が帰らないときは、「警察に連絡する」など、き然とした態度を取りましょう。

ご協力ありがとうございました

今年の4月・5月の春期緑の募金活動期間に、日野町の皆さんから、**1,031,534円**のご協力をいただきました。

いただいた募金は、森林の整備および緑化の推進、各自治会での「生活環境の緑づくり」、「学校林づくり」などに活用されています。

◆問い合わせ先 日野町緑化推進委員会(農林課内)
 ☎②6563 有線⑤7773

緑の募金



▲生活環境の緑づくり事業として、ハナミスキを植樹されました(寺尻)



▲緑のまちづくり事業として、クスノキを植樹されました(日野幼稚園鎌掛分園)